

婦告示第 2 号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定による神通川流域第 3 次地区板倉換地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 16 年 1 月 19 日

婦中町長 大 島 外 夫



1. 字の区域の変更に関するもの

町村名	大字名	従前の大字、字の区域を変更し大字「板倉」に編入する区域	
		字 名	地 番
婦中町	蔵 島	八坂島	334の2、336の2、337の2、339の2、364の一部、385の1の一部

上記の区域内にある国有地の全部を含む

町村名	大字名	従前の大字の区域を変更し大字「蔵島」に編入する区域	
		字 名	地 番
婦中町	板倉		915の1の一部

上記の区域内にある国有地の全部を含む

2. 字の区域の廃止に関するもの

町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字 名	地 番
婦中町	蔵 島	八坂島	306の4、364の一部、385の1の一部

上記の区域内にある国有地の全部を含む